

## プロフィットシェアリング実施要領

(令和7年6月19日決裁)

### (趣旨)

第1条 本要領は会津若松市水道料金等徴収業務委託プロポーザルにおいて、民間の創意工夫を積極的に活用することにより、本市の抱える課題と水道事業収益向を図るため、契約期間内に要求水準を満足したうえで、設定された委託料上限額を低減した場合の取り扱いについて必要な事項を定める。なお、募集要項に定めた委託料上限額と見積提示額に差がない場合はこの要領は適用しないものとし、別途の契約は締結しないものとする。

### (対象項目及び水準)

第2条 対象とする課題及び水準は別表1に定めるプロフィットシェア対象項目に定めるとおりとする。なお、提案は自由提案とし、提案数も自由とする。

### (契約)

第3条 本事業におけるプロフィットシェアリングは、毎事業年度、プロフィットシェアリングの対象が前条に定める水準に達した場合に適用するものとし、別途、契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約は毎年行うものとする。

### (収益額の分配方法)

第4条 実績が別表1に定める水準を満たし、収益が得られた場合、その実績に相当する金額を受注者へ還元する。

2 金額の算出方法は、募集要項に定めた委託料上限額と見積提示額の差の5割を上限としたうえで、委託期間の4年均等とし千円未満の端数を切り捨てるものとする。

3 前条で契約を締結したにもかかわらず受託者の提案が水準を満たさず、収益が得られなかった場合は還元しない。なお、この場合、当該年度の還元額は次年度に繰り越さない。

### (還元額の支給方法)

第5条 還元額は、受注者からの実績報告をもとに委託者が実績報告書等を精査し、委託者は成果が認められた場合は、プロフィットシェアリング成果承認通知書(第1号様式)を交付しなければならない。

2 同条第1項に定める成果が得られた場合は、年度末までに還元額の支給申請をすることができる。なお、申請する場合は請求書(第2号様式)に前条に規定するプロフィットシェアリング成果承認通知の写しを証拠書類として添付して行うものとする。

### (施行期日)

この要領は、決裁の日から施行する。

別表 1

プロフィットシェア対象項目

課 題	水 準
収納率向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求水準を満足していること。</li> <li>・ 要求水準業務を圧迫せずに取り組むことができること。</li> <li>・ 具体的目標を定量的に判断できるよう設定すること。</li> <li>・ 目標達成に対し、段階的に金額（還元率）を定めること。</li> </ul>
有収率向上に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標不達成の場合のリカバリーや目標の考え方について定めること。</li> <li>・ 自由提案が複数あった場合年度間の還元比率を定めておくこと。</li> </ul>